

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和2年6月18日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 守屋常雄君
- 18番 諸橋太一郎君
- 19番 市川圭一君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和2年第2回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和2年6月18日（木）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第45号 牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第 2. 議案第46号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第47号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第48号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第49号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第50号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第51号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8. 議案第52号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第53号 あっせんの申立てについて
- 日程第10. 議案第54号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11. 議案第55号 物品購入契約の締結について
- 日程第12. 議案第69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13. 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出について
- 日程第14. 意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求める意見書の提出について
- 日程第15. 請願第 3号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第16. 請願第 4号 牛久シャトーの早期再開に向け牛久シャトー株式会社に対する行政指導を求める請願
- 日程第17. 令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書
- 日程第18. 決議案第3号 新型コロナウイルス感染に係る市民の生活防衛を支援するために市の独自施策を求める決議について
- 日程第19. 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙について
- 日程第20. 各常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第21. 閉会中の事務調査の件

午前10時01分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

決議案第3号の1件が提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第45号ないし日程第12、議案第69号の12件、日程第13、意見書案第4号及び日程第14、意見書案第5号の2件、日程第15、請願第3号ないし日程第17、令和元年請願第2号の3件を一括議題といたします。

○

議案第45号 牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

議案第46号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第47号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第49号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第50号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第51号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 あっせんの申立てについて

議案第54号 損害賠償の額を定めることについて

議案第55号 物品購入契約の締結について

議案第69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

意見書案第4号 新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出について

意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求める意見書の提出について

請願第3号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

請願第4号 牛久シャトーの早期再開に向け牛久シャトー株式会社に対する行政指導を求める請願

令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

○議長（石原幸雄君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員長。

令和2年6月18日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第45号	牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について	原案可決
議案第46号	牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第51号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第54号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第55号	物品購入契約の締結について	原案可決
議案第69号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案第4号	新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出について	原案可決
請願第3号	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願	採 択
請願第4号	牛久シャッターの早期再開に向け牛久シャッター株式会社に対する行政指導を求める請願	採 択
令和元年請願第2号	二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書	不採 択

〔総務常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○総務常任委員長（黒木のぶ子君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会委員長審査報告。

令和2年6月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月12日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第45号は、牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてであります。

本件は、地方自治法の改正に伴い、市長等に対する損害賠償責任について、職責その他の事情を考慮して国が定める基準額を求償上限額として定めるものであります。

議案第46号は、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、通知カードが廃止となるため、再交付手数料の規定を削除するものであります。

議案第51号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入の主なものについては、本補正予算の調製に係る必要な財源として、財政調整基金から4,019万3,000円を繰り入れるものであります。また、歳出の主なものについては、新型コロナウイルス感染症対策として、コミュニティバスかっぱ号に消毒液を設置するための購入費用となります。

審査に当たり委員からは、購入予定の消毒液の種類について質疑があり、市執行部からは、アルコール消毒液を購入するとの答弁がありました。

議案第54号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、平成30年5月9日に牛久市奥原町において、牛久市総合福祉センター巡回バスに乗車中の利用者が負傷した事故について、損害賠償の額を定めるものであります。

議案第55号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、牛久市消防団の3個分団に配置している消防車両を更新するため、小型動力消防ポンプ付積載車1台及び小型動力消防ポンプ付軽四輪駆動消防車2台を購入するものであり、指名競争入札の結果、契約相手方が決定したものであります。

審査に当たり委員からは、使用しなくなった消防車両の取扱いについて質疑があり、市執行部からは、廃車とする予定であるとの答弁がありました。

議案第69号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入の主なものについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,162万8,000円、また、本補正予算の調製に係る必要な財源として、財政調整基金から3,338万8,000円を繰り入れるものであります。また、歳出の主なものについては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための、公共施設へのサーマルカメラ設置費用、避難所用の感染症予防対策物品の購入に係る費用等となります。

審査に当たり委員からは、公共施設へのサーマルカメラの設置に関して、施設の設置基準について質疑があり、市執行部からは、不特定多数の人が利用する施設については全て設置対象としているとの答弁がありました。また委員からは、サーマルカメラ設置の必要性、人的配置やカメラの管理の面からの考え方について質疑があり、市執行部からは、先行事例を調査し、設置予定箇所の状況も踏まえた運用方法を検討したいとの答弁がありました。

意見書案第4号は、新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出についてであります。

本件は、国における現在の新型コロナウイルス感染対策に係る経済施策について、施策・手続・金額等の不十分な状況を一刻も早く改善することが求められていることから、国において経済対策を早急に取り組むよう強く要請するものであります。

審査に当たり委員からは、意見書案の中には、現在国会で審議されている補正予算に反映されている部分があることから、意見書提出に疑問を感じるとの意見がありました。

請願第3号は、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願であります。

本件は、再審における検察手持ち証拠の全面開示、及び再審開始決定に対する検察の上訴の禁止を内容とする意見書を、牛久市議会として国へ提出するよう求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査いたしました。

審査に当たり委員からは、請願内容にある当事者主義について質疑があり、参考人からは、当事者主義は裁判における被告側と検察側の当事者の主張を基に裁判を進めていく方式であるとの説明がありました。

請願第4号は、牛久シャトーの早期再開に向け牛久シャトー株式会社に対する行政指導を求める請願であります。

本件は、牛久シャトー株式会社を本格稼働させるに当たり、牛久シャトーの飲食及び物販事業等の再開へのロードマップの公表等を求めるものであります。

令和元年請願第2号は、令和元年第2回定例会から継続審査となっていた、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書であり、大規模災害発生時に公衆無線LANを二次避難所に整備し、提供できるよう求めるものであります。

審査に当たり委員からは、現在、市において防災無線等に係る計画の検討には入っていない状況であり、今後、計画策定に入る状況であることから、市の案が出てから検討することが妥当である。案が出るにはまだ時間がかかることから、この請願については一度採決をすべきとの意見がありました。

以上、10件であります。

付託されました案件について審査の結果、全ての執行部提出議案及び意見書案について、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、請願第3号及び請願第4号は、全会一致により採択すべきものと、令和元年請願第2号については、全会一致により不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、議案第69号には、サーマルカメラの整備につきまして、順次慎重に導入を進めることを求める意見が付されました。

また、新型コロナウイルス感染症対策についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、守屋教育民生常任委員長。

令和2年6月18日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 守屋 常雄

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第47号	牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第48号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第50号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第51号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第52号	令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第69号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決

〔教育民生常任委員長守屋常雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

令和2年6月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月15日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第47号は、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る療養のために、給与等の収入が減少した後期高齢者に対し傷病手当金が支給されることに伴いまして、支給申請に係る事務を牛久市が行えるように改正するものであります。

審査に当たり委員から、新型コロナウイルス感染症対策の関連質問として、総務省の発した新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制確保として、市の特殊勤務手当の引上げについて質疑がなされました。市執行部からは、特殊勤務手当等の引上げは、なされていないとの答弁がありました。

議案第48号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国民健康保険の加入者で新型コロナウイルス感染症に係る療養のために、給与等の収入が減少した被用者に対し傷病手当金を支給する規定を附則として追加するものであります。

審査に当たり委員からは、個人事業主は傷病手当金の対象となるのか質疑がなされました。市執行部からは、対象は被用者、雇われている方が対象となるため、個人事業主は対象とならないとの答弁がありました。

議案第49号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法施行令の改正に伴いまして、賦課限度額の引上げと低所得者に対する軽減措置の拡大、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する国民健康保険税の減免について規定を設けるものであります。

審査に当たり委員からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の主たる生計維持者の事業、不動産、山林、給与収入等のいずれかとは、これら4つのうちどれか1つの減少額なのか質疑がなされました。市執行部からは、世帯主の収入が対象となるとの答弁がありました。

議案第50号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、低所得者に対する介護保険料の軽減について、新型コロナウイルス感染症関連の介護保険料減免についての改正であります。

議案第51号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、小学校、中学校のICT環境を管理する国のGIGAスクール構想である、小中学校の児童生徒に1人1台を本年度中に実現するためのタブレット整備についてであります。

審査に当たり委員からは、国の補助事業ということで、市の費用負担、負担の割合について、小中学校を終了したときのタブレットの扱いについて質疑がなされ、市執行部からは、市の費用負担は、国の教育振興基本計画の中では、全児童の3分の1までは、市で目標を立てて整備してくださいとなっており、市費負担となる。残りの3分の2については、国の補助金が2分の1、残りについては起債をした上で交付税措置がある。また、タブレットの所属は、市所有のタブレットであるとの答弁がありました。

議案第52号は、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本件は、議案第48号の国民健康保険の傷病手当金の支給に伴い、支給見込額と、その全額が補填される交付金として、歳入歳出それぞれ376万9,000円を増額し、79億1,276万9,000円とするものであります。

議案第69号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、小中学校及び幼稚園にて新型コロナウイルス感染症対策として、今後、年度末まで必要となる消耗品や、その他備品等の購入について、また、就学援助世帯において、給食がなくなったことによる子供の昼食代負担の軽減についてであります。

審査に当たり委員からは、準要保護者の負担を軽減するところで、学校が休業になったのは3月の下旬頃だったと思うが、3月分について準要保護者の負担軽減を検討されたのか、また、消耗品購入でアルコールや石けん、体温計を購入されるとのことですが、各クラスに体温計を

購入するための予算を計上されたのか質疑がなされ、準要保護者の負担軽減の3月分については、3月の児童生徒は認定が違い、捉え方が違うため含まれていない。消耗品の非接触型体温計については、各校三、四台の計上であり全クラス分ではないとの答弁がありました。

付託されました案件について審査の結果、議案第47号ないし議案第52号、議案第69号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤産業建設常任委員長。

令和2年6月18日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 須藤京子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第53号	あっせんの申立てについて	原案可決
議案第69号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案第5号	新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求める意見書の提出について	原案可決

〔産業建設常任委員長須藤京子君登壇〕

○産業建設常任委員長（須藤京子君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

令和2年6月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報

告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第53号は、あっせんの申立てについてであります。

本件は、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により発生した放射能の対策に対し、牛久市が行った対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに応じていない損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を要するものであります。

審査に当たり委員からは、和解できなかつた場合の対応について質疑がなされ、市執行部からは、弁護士と相談して訴訟を提起するかどうか検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、平成25年度以降の請求分については、今後あっせんの申立てを行っていくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、平成25年度以降の請求分についても、原子力損害賠償紛争解決センターに対して順次申立てを行っていくとの答弁がありました。

議案第69号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本委員会所管の歳出として、商工費の商工業振興費は、牛久市持続化交付金の計上とハートフルクーポン券事業補助金の増額計上であり、観光費は、いばらき自慢運営補助金の計上であります。

審査に当たり委員からは、牛久市持続化交付金は一律20万円で、450事業者を想定しての予算計上であるが、この想定を超える事業者から申請があつた場合の措置と、申請受付事務を行う職員体制について質疑がなされ、市執行部からは、予定件数を超過した場合でも交付の要件を満たしていれば打ち切りせずに追加交付をしていきたいと考えている。申請受付事務を行う職員体制については、商工観光課の職員で対応したいと考えているが、商工観光課の職員だけでは対応し切れないときは、環境経済部内の協力体制により対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、申請から交付までの期間はどのくらいか、申請期間はいつまでか、申請方法はどのように行うかについて質疑がなされ、市執行部からは、申請について、現在、要綱を整備中である、申請から交付までの期間については、申請内容を簡素化することにより、申請時の書類不備が起らないようにし、2週間程度で行っていききたい。交付の対象期間は、令和2年1月から12月までの1年間で、申請期間は令和3年1月15日である。申請方法は原則郵送で行うが、窓口でも対応するとの答弁がありました。

その他委員からは、対象となる新規開業者の範囲やフリーランスに関する周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、対象者は新規開業者については4月17日までに操業している事業者で、今後も事業継続の意思がある事業者であること、そして法人の場合は、本店を牛久市内に置いていること、個人の場合は、住所を牛久市内に置いていることである。フリーランスの方も申請に必要な書類の提出ができれば申請の対象としている。周知方法は、市のホームページ、広報紙、メルマガ、FM-UUなどあらゆる媒体を通じて行っていくとの答弁がありました。

また、委員からは、エスカード牛久ビル内の観光案内ふるさと物産コーナーいばらき自慢の運営について、なぜ牛久市から牛久都市開発株式会社へ直接委託しないのかとの質疑がなされ、市執行部からは、どこが観光案内所を運営するのが最適なのか協議した結果、エスカード牛久ビルを管理する牛久都市開発株式会社が最も合理的であると判断した経緯があり、牛久都市開発株式会社から観光協会に対して観光振興や物産事業を行いたいとの申出もなされている。しかしながら、本来は観光協会で行うべき事業であることから、市が観光協会へ補助金を交付し、その補助金により観光協会が牛久都市開発株式会社を支援するという形になったとの答弁がありました。

また、委員からは、物産品の販売手数料を観光案内所の運営費に充てていくとのことであるが、現状では販売用物産品の数が少なく、無駄なスペースが多いように見えるが、物産品の選定等を含め、市が今後どの程度観光案内所の運営に関与していくのかについて質疑がなされ、市執行部からは、当初は牛久市観光協会に加盟している店舗等から物産品の募集をしていたが、現在は茨城県内や姉妹都市からも出店してもらっている。市や観光協会としても、良い物産品が売れることにより市からの補助を最小限にするにはどうすべきかを考えながら運営に関与していきたいとの答弁がありました。

その他、委員からは、将来の方向性として観光案内と、案内所の経営を分けられないかとの質疑がなされ、市執行部からは、牛久市の観光事業で成り立っている事業者は少ないため、観光事業を行うためには公的支援が必要となってくると考えている。また、牛久都市開発株式会社に経営という観点での役割を担ってもらい、物産品の販売収入によって観光案内所を成立させたい、観光案内についても、NPO法人など市民との連携も検討していきたいとの答弁がありました。

意見書案第5号は、新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求める意見書の提出についてであります。

本件は、持続化給付金の申請手続をさらに簡素化することや、雇用調整助成金の休業手当助成の拡充と申請から給付までの時間の短縮及び中小企業に対するコロナ関連融資の拡充などを

求めるものであります。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、執行部提出議案及び意見書案第5号については、いずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛てに申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番遠藤憲子君。

〔21番遠藤憲子君登壇〕

○21番（遠藤憲子君） 討論に入る前に、一言申し述べます。

議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）の中で、公共施設にサーマルカメラ設置の予算計上について、総務常任委員長の報告にもありましたように、一括購入ではなく、順次慎重に、各担当と十分協議の上設置されますよう申し述べます。

それでは、請願第3号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願の賛成討論を行います。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、滋賀県湖東事件などで再審、無罪判決が出ています。このような再審事件の動向が全国的に報道されたこともあり、再審や冤罪被害に対する市民の関心は、これまでになく高まっています。

再審とは、誤判、間違った判決または判断をいいます、により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度です。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されな

ければなりません。

しかし、これまで日本では、再審は開かずの扉と言われるほど、そのハードルは高く、現在の再審制度が抱える制度的、構造的な問題から、冤罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。

現在の再審法、刑事訴訟法の再審規定、この規定は刑事訴訟法の中でも、わずか19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みになっておりません。再審請求手続における裁判所の訴訟指揮の在り方にも大きな差が生じております。

ほとんどの再審事件で無罪を勝ち取った要因が、検察の隠し持った新証拠であるという事実は、そもそもあらゆる証拠が事前に開示されることこそ、冤罪を防止する最も効果的な方法であることを証明しています。再審請求手続においても、通常審において必要とされているものと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければなりません。

また、多大な時間と労力を要して再審開始決定を得たとしても、それに対する検察の不服申立てによって、さらに審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振出しに戻るという事態も繰り返されてきました。数十年に及ぶ戦いの中で、元被告人が亡くなる場合や相当な高齢になるなど、冤罪被害者の救済を長引かせ人生を阻害し続けることは、非人道的であり合理性を欠くものです。

現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今も、再審法は何ら改正されることなく現在に至っています。そもそも再審は、冤罪被害者を救済するための最終手段であり、無実を訴える者の人権保障のためのみ存在する制度です。冤罪当事者の苦しみの声に耳を傾け、憲法の理念に沿って再審法の在り方を全面的に見直すことが必要です。

とりわけ、1、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、2、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、この2点は早急に法改正が必要な喫緊の課題です。

よって、請願第3号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願に賛成をいたします。

委員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 2つの賛成討論を行います。

最初に、議案第53号、あっせんの申立てについての賛成討論を行います。

今回の申立ては、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターに、平成25年3月31日までに発生した放射線対策に要した費用について、損害賠償金7,739万2,772円及びこれに対する平成23年3月11日から支払い済みまで、民法所定の年5%の割合による遅延損害金を申立人に支払うよう、あっせんを求めるものであるとしています。

毎年、稲敷地区6市町村放射能対策協議会として、東京電力に損害賠償請求を行っているのですから、現在では、損害賠償請求の累積額はもっと大きくなっています。私が昨年2月に質問した際には、前年11月5日に稲敷地区6市町村協議会で行った損害賠償請求額の協議会全体の累計額は5億6,944万円に上りますが、東京電力から支払われた金額は、僅か3,362万円、5.9%にしかならず、未払い額は5億円以上という状況で、このうち牛久市の請求額は1億5,583万円ですが、支払いがされた金額は1,376万円、8.8%、1億4,000万円相当のお金が支払われていません。

支払い割合が僅か8.8%、つまり1割未満ということに、東京電力の不誠実さが如実に表れています。原発は安全だ、絶対に事故は起こらないとそをつきながら、日本政府と電力会社、原発製造関連会社は、東北地方太平洋沖地震で福島第一原発の4基が爆発し、原発事故による避難者だけで10万9,000人という事態を引き起こしました。

自治体に対する不誠実な態度は、避難者に対する無責任極まる対応に共通しています。いまだに高レベルな放射能汚染地域に、安全だと強弁し、避難者に帰ることを強制し、帰らなければ生活居住に対する保護を打ち切るなどということさえ平然と行っているのです。

牛久市として、損害賠償請求の場を新たにADRセンターに求めることは当然のことです。破滅的な原発事故を引き起こし、自治体が放射線対策をせざるを得ない状況をつくり出しながら、その責任を取らないなどということは許されません。自治体としても、公金を使っていることでもあり、自治体の責任として損害賠償をきちんとさせることが必要であります。

今回のあっせん申請を支持し、あっせんの申立ての議案に対する御理解を心から要請して賛成討論いたします。

次に、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願への賛成討論を行います。

日本は、冤罪が多い人権無視の司法制度後進国との指摘があります。確かに、取調べの可視化が遅れており、無理やり自白を強要されている場合も少なくありません。今回の請願にある再審における検察手持ちの証拠の全面開示と再審開始決定に対する検察不服申立ての禁止は、日本の司法制度の大きな課題となっています。

私も、支援している再審請求の運動がありますが、既に不当逮捕から57年目を迎え、42年以上も事実調べさえされていません。検察は、証拠の全面開示をしようとせず、検察側の引

き延ばしと裁判所の優柔不断によって、第3次再審請求も14年たってしまいました。

日本弁護士連合会も、昨年10月に、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、これらの2項目の早期実現を求める決議を上げました。刑事訴訟法の再審規定、いわゆる再審法は、僅か19条の条文しかなく、戦後の民主改革でも上訴以降の規定については改正が及ばず、再審手続に関する規定は、不利益再審を廃止したほかは、そのまま残ったといえます。

諸外国においては、我が国の再審請求手続に相当する手続で、捜査機関が作成または入手した証拠閲覧手段が保障されています。また、再審の目的は、専ら冤罪被害者を救済することであり、無実を訴える人権保障のためにのみ存在する制度です。長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てが許容されれば、再審開始要件の高いハードルを一度超えた請求人に対して、さらに重い防御の負担を課し、長い審理時間を要することになってしまいます。これでは、冤罪被害者の速やかな救済は期待できません。

そのため海外では、英米法の国々では、再審だけでなく通常審においても、検察官による上訴を認めていません。フランスでも、再審請求に不服申立てはできません。ドイツでも、1964年に再審開始決定に対する検察官の即時抗告は明文で禁止されたそうであります。

冤罪被害者を一刻も早く救済するために、そして司法制度後進国から脱却するためにも、証拠の全面開示と検察官による不服申立てを禁止する再審法の改正は必要不可欠です。議員諸氏の御理解と御賛同を心からお願いするものであります。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号ないし議案第55号、議案第69号の12件、意見書案第4号及び意見書案第5号の2件並びに請願第3号ないし令和元年請願第2号の3件について順次採決をいたします。

初めに、議案第45号、牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、あっせんの申立てについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、意見書案第4号、新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号、新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、請願第3号は採択することに決しました。

次に、請願第4号、牛久シャトーの早期再開に向け牛久シャトー株式会社に対する行政指導を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、請願第4号は採択することに決しました。

次に、令和元年請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書、本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立少数であります。よって、令和元年請願第2号は、不採択とすることに決しました。

ここで、本定例会で採択いたしました請願第3号につきまして、内閣総理大臣ほか各関係者へ意見書の提出をするために、意見書案第6号、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出についての1件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出についての1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時01分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、意見書案第6号についてを議題といたします。

○

追加日程第1 意見書案第6号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。21番遠藤憲子君。

〔21番遠藤憲子君登壇〕

○21番（遠藤憲子君） 意見書案第6号、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）。

意見書（案）の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰も認めることでありながら後を絶ちません。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、東住吉事件、そして昨年3月の松橋事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続きました。最近も、殺人罪で12年の有期刑満期後に再審を申し立てた湖東記念病院人工呼吸器事件で、今年4月に再審無罪が確定したばかりです。また2014年には、元プロボクサーの袴田 巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くは、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えました）は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審がまだ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ブドウ酒事件の奥西 勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルールである職権主義のドイツも、既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示についても、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うこととしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めます。

一、再審における検察手持ち証拠の全面開示。
二、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
以上です。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第6号について、採決をいたします。

意見書案第6号、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第6号は、可決されました。

次に、日程第18、決議案第3号についてを議題といたします。



決議案第3号 新型コロナウイルス感染に係る市民の生活防衛を支援するために市の独自施策を求める決議について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子君。

〔15番須藤京子君登壇〕

○15番（須藤京子君） 決議案第3号、決議案の提案書を朗読することによって、提案理由に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染に係る市民の生活防衛を支援するために市の独自施策を求める決議案。

5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、負債1,000万円以上の倒産は年内には1万件を超え、倒産件数に入らない休廃業は5万件以上とも予測されています。また、いわゆるコロナ解雇は6月4日現在で2万人を超え、本年度約300万人が失業すると予測され、その上、休業者数は4月現在で約600万人となっています。中小企業は大幅な売上減や休廃業・倒産に直面し、多くのパート・アルバイト等の方が解雇あるいは無給休業に苦しんでいます。

第2次補正予算が成立しましたが、コロナ禍で苦しむ市民への支援策は、まだまだ十分とは言えません。そのため、これまでの生活保護、就学援助等の範囲外の市民や、さらに保護が薄く、あるいは保護の対象ではなかった方々からも、市の支援を求める声が寄せられています。

そこで、牛久市議会は、牛久市に対し、以下の施策を早急に実現するよう強く求めるものです。

記

一、牛久市に住民登録している高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う等の、平成10年4月2日以降で、平成16年4月1日以前に生まれた若者たちの学業・生活等を応援するために、1人当たり1万円を給付すること。

二、市立小学校、中学校、義務教育学校の学校給食の再開に当たり、保護者の負担を軽減するために、6月、7月、8月の3ヶ月分の給食費を無償化すること。

三、雇用対策と市民サービス向上のために、常勤と会計年度任用等の市職員10人を緊急募集すること。

以上、決議する。

以上が、本決議の内容でございますが、議員各位におかれましては、市民の窮状をよく知っておいでだと思います。ぜひ、本決議への御賛同をお願い申し上げる次第でございます。

そしてまた、市執行部におかれましては、本決議が可決されました折には、実現に向けた行動を何とぞよろしくお願いを申し上げます。

皆様の御協力、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第3号についての質疑を許します。11番池辺己実夫君。

着座のまま、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 決議案第3号について質問させていただきます。

市立小学校、中学校、義務教育学校の学校給食の再開に当たり、保護者の負担を軽減するために、6月、7月、8月の3か月分の給食費を無償化することと書いてある部分なのですが、実際に、私は保護者の方とお話をさせていただいて、本当に大変だったのは3月から5月が、実際に家にいて食費がかかって大変だったというふうな意見をかなり聞くんです。

私は、給食を無償化するというよりも、決してここに書いてあることが全部反対だということではなくて、逆に、ここの部分で給付すると、3月から5月に給付するとか、そういったことが載っていたほうがいいような、ここの部分はするのですよ。

もう1点は、3番の部分なのですが、雇用対策と市民サービスの向上のために、常勤と会計年度任用職員等の市職員10人を緊急募集することと書いてあるのですが、この数字の根拠が分からないのと、あと、これを例えばやるに当たっての、多分、財政調整基金を切り崩すのかなとは思うのですが、ここの部分のお金はどこから来るのかという部分を説明していただけるとありがたいです。

○議長（石原幸雄君） 15番須藤京子君。

着座のまま、暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。15番須藤京子君。

○15番（須藤京子君） それでは、ただいまの御質問に対して御答弁を申し上げます。

まず、1つ目の給食費の件でございますが、なぜ給食費としたのかというところです。池辺議員おっしゃるように、市民の方の窮状というのは、本当に突発的に起きて、家庭の経済が悲鳴を上げるという声をたくさん聞いております。ですが、そのことを補填するというような形というのは、私たちにできる範囲ではないのではないかと。私たちは、あくまでもこれから行われるという、その事業に対して、どこまで市民の皆様へ支援できるのかというところを訴えていくということしかないかなと。

なぜ給食費にしたのかと言いますと、お金に色はつきませんので、もし支援していただいたら、そのお金をどういうふうに戻すのかは、各御家庭で考えられることではないかなというふ

うにも思いますし、それは、池辺議員の御意見として伺っておきますが、なぜ給食費にしたのかということにつきましては、学校が再開し、給食も再開されたわけですけれども、いかんせん、このコロナ禍の影響で、これまでどおりの給食が提供できない状況に置かれていると。このことを考えると、給食費を幾らにしたらいいのか、休みの日はどうなんだ、そういうことを考えると、執行部のほうでも、いろいろ御検討で悩まれているところではないかなということ です。

対面で、これまでのような給食を今までと同じように提供できているのならば、もちろんそれは給食をきちんと学校……。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君に申し上げます。簡潔にお願いをいたします。

○15番（須藤京子君） すみません、思いが強いものですから、長くなって申し訳ございません。

それで、そうしたことから、給食を今までと同じようにできない。だったら、今ここで学校給食費、そこを支援するという形が一番目に見える形で分かりやすいのではないかなということで、給食費に関しては提案させていただきました。

大体、私の見るところで、予算規模としては6,000万円とか、5,000万円、6,000万円、その設定された金額によるのかなとは思いますが、そういうふうに思っております。

それから、3項目めの職員ということで、これは、いろいろな自治体で、コロナ対策によって、大体会計年度任用職員ということで、臨時の募集をされたりしております。人数については、あくまで取りあえず何人だという根拠はございません。申し訳ございません。でも、これは執行権のことで、私たちが入るべきものではないと、職員の常勤についての採用計画にのっとり、なおかつ、会計年度任用職員が急に煩雑になった、そうした事務処理の増加に関しての会計年度任用職員の採用ということで、若干でも、パートやアルバイト、職を失った方々の救いに近づけられるのであれば、それは議会として、市民の声を多く聞いている議員としてはいいのではないかなということ です。ただ、これは執行部にお願いすることですので、私がどうこうすることでは、財源をどうするんだということを、私が述べるのは、市長ではないので、そこは控えさせていただきます。

以上のような思いから、この提案をさせていただいた次第ですので、どうぞ皆様の御理解と御支援をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 11番池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 須藤議員のお気持ちはよく分かりました。

議長からも、意見ではないかということと言われたのですけれども、私は意見ではなくて、食べた給食ではなくて、3月から5月の部分にしなかった理由は何なのですかというような問いかけの意味と、あと、7月からは給食は普通に戻るというふうな形でも聞いているので、どんなふうな形で、そういうふうに行ったのかなという、そこが質問なのですけれども。そこは逆に言えば、給付する形でしたら分かるのですけれども、無償化というのは、どういう形なのかなと。この先、例えば第2波、第3波もあると思うので、そういったときにも、本当に無償化をやった場合に、財源の例えば6,000万円という形で出ましたけれども、これを例えばどんどん本当に切り崩してやっていって、果たしてそれが正しいのかな、どう思いますかということを知りたかったので、私の言葉がちょっと足りないかも分からないのですけれども。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。15番須藤京子君。

簡潔にお願いいたします。

○15番（須藤京子君） 池辺議員の再度の質問にお答えをいたします。

給食費につきましては、どういう部分で支出するかは、それぞれの御意見がとおりになるでしょうということでした。だから、3月から既に生活で進んでしまったものに対する給付ということについては、私たちは、今言えないということで、ではどういう形で、今の現状を救えるかというところで、給食費というところに着目したということで、これは変わらない答弁でございます。

そして、無償化という言葉ですが、これは、あくまでも期間限定であるということで、無償化という言葉がそぐわないということであれば、それは御意見として十分受け止めたいと思いますが、給食費に当たる部分を市が補填するという、給付、支給、そういうことになるのでしょうか、そういうことでございます。

これ以降、ずっと市が負担しろということではございませんので、その辺は混同なされないようお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。18番諸橋太一郎君。

○18番（諸橋太一郎君） 決議案第3号に対し、質疑を行います。

今回、牛久市議会として、このような市民に寄り添う決議が出てくるというのは、大変いいことだと思っております。その観点から、1点質問をいたします。

今回、記の中で3項目の施策が挙げられております。給付金、給食費の減免、雇用対策ということで挙げておりますが、本当に市民の窮状に対して取り組むべき点としては、外出自粛、手洗いの励行により水道料金の減免ということも、私は市民に寄り添う施策としては必要ではないかなというふうに考えております。現実として、水道料金を減免している自治体も数多く出てきておりますし、現状、牛久市では、このような水道料金に対しては広域でやっていると

いう点もあるかと思うので、施策として取り入れるかどうかというのは非常に難しい部分もあると思いますが、この決議案第3号を出すに当たって、水道料金に関しては、どのような議論があったのかという点をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 15番須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 諸橋議員の御質問にお答えをいたします。

今、伺っていても……、ちょっとだけ感想を言わせてください、伺っていても、市民の方から、いろいろなことを議員は言われているのだなというのを、より一層、私も同感いたしました。

水道料金に関しましては、このときには含まれておりませんでした。含まれておりませんというか、決議案の中に入れようというような内容には入っておりませんでした。公共料金、いろいろな広範な、市以上のところとの関わりがあるのを、ここで軽々に議員提案として執行部に投げかけるというのは、もう少しコンセンサスが必要かなということで、牛久市の独自策としてできる範囲でやれるのはどういうことかというところを念頭に置いたものですから、そのような水道料金の軽減策といいますか、そういうようなことは、この本決議案の中に入っておりません。あくまでも、市独自、それ以上の広域に関わるようなことは、今、この場で私も答えるべきところにはございませんし、議論の中には入っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で決議案第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第3号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第3号について、採決をいたします。

決議案第3号、新型コロナウイルス感染に係る市民の生活防衛を支援するために市の独自施策を求める決議について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、決議案第3号は、可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時39分休憩

午前11時42分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙を行います。

○

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙について

○議長（石原幸雄君） 本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同約第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石原幸雄君） ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（石原幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（石原幸雄君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1 番鈴木議員、2 番藤田議員、3 番秋山議員、4 番長田議員、5 番山本議員、7 番伊藤議員、9 番柳井議員、10 番甲斐議員、11 番池辺議員、12 番加川議員、13 番北島議員、14 番杉森議員、15 番須藤議員、16 番黒木議員、17 番守屋議員、18 番諸橋議員、19 番市川議員、21 番遠藤議員、22 番利根川議員、8 番石原議員。

〔投票〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石原幸雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番須藤京子君、19番市川圭一君をそれぞれ指名いたしますので、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（石原幸雄君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 20票

有効投票 16票

無効投票 4票

有効投票中

加川 裕美君 10票

山本 伸子君 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、得票数上位1名の加川裕美君が稲敷地方広域市町村圏事務組協議会議員に当選いたしました。

ただいま稲敷地方広域市町村圏事務組協議会議員に当選されました加川裕美君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第20、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



各常任委員会の閉会中の事務調査について

○議長（石原幸雄君） 本案は、各常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第21、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和2年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 原 幸 雄

署名議員 市 川 圭 一

署名議員 遠 藤 憲 子